

東京工芸大学安全保障輸出管理に関する規程

(目的)

第1条 「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第5条第8号の規定に基づき、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とし、東京工芸大学（以下「本学」という。）における研究活動及び制作活動（以下「研究活動等」という。）に関する輸出管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等：外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供：外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出：外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引：技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術：外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物：輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制：外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定：提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査：提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等：核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器：大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

- (12) 大量破壊兵器等の開発等：大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等：通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者：「外国為替法令の解釈及び運用について」（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15) 非居住者：居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16) 特定類型該当者：外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び「外国為替令第 17 条第 2 項の規程に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (17) 教職員等：本学が雇用する教職員とする。

（適用範囲）

第 3 条 この規程の対象は、本学が行うすべての取引に関する業務とする。

（責任体制及び職務権限）

第 4 条 本学での研究活動等における不正防止や意識向上を図るための責任体制及び責任者を次の各号のとおり定める。

- (1) 最高管理責任者：本学における輸出管理を適正かつ円滑に実施するための体制の最高責任者として、学長を充てる。
- (2) 統括管理責任者：最高管理責任者の指示に基づき、該非判定及び取引審査の最終的な承認などに責任を持つ者として、工学部長及び芸術学部長並びに大学事務局長を充てる。
- (3) 輸出管理責任者：統括管理責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括する者として、厚木キャンパス事務部長及び中野キャンパス事務部長を充てる。
- (4) 輸出管理担当者：事前確認及び該非判定、経済産業大臣への許可申請手続、外国人研究者又は留学生の受入れ、教職員等による貨物の輸出に係る手続き、教職員等からの輸出管理に関する相談窓口等、本学における輸出管理に関する各業務を担当する者として、輸出管理責任者が指名する部署又は職員をそれぞれ充てる。

（基本方針）

第 5 条 第 1 条の目的を達成するため、本学における輸出管理に関する基本方針を、次の各号のとおり定める。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（安全保障貿易管理審査会）

第6条 「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第6条第1項第3号に基づき設置される、安全保障貿易管理審査会（以下「審査会」という。）は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（1）統括管理責任者

（2）本学教職員のうち、最高管理責任者が指名する者

2 審査会は、統括管理責任者のうち1名を主査とする。

3 構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 審査会には、必要あるときには、審査会構成員以外の学内外の者を出席させ、意見を徴することができる。

（取引に関する調査）

第7条 統括管理責任者は、本学で行われる次の各号の取引について必要に応じて調査を行い、輸出管理を適切かつ効果的に実施できるよう確認する。

（1）共同研究又は受託研究の相手先

（2）リスト規制技術又はリスト規制貨物の有無

（3）外国からの研究員の受入れ及び帰国

（4）留学生の受入れ及び修了

（5）その他、本学内における輸出管理に関する事項

2 前項の確認により、取引審査の手続きが必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかでない場合は、該非判定、用途及び需要者等確認を行い、第10条に定める取引審査の手続きを行わなければならない。

（該非判定）

第8条 教職員等が行おうとする取引が、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると思われる場合は、該非判定を行わなければならない。

2 該非判定に関する手続等詳細は、別に定めるとおりとする。

（用途及び需要者等確認）

第9条 教職員等が行おうとする取引が、キャッチオール規制に該当すると思われる場合は、用途及び需要者等確認を行わなければならない。

2 前項の確認を行うのにあたり、需要者等以外から間接的に得ている情報を用いる場合は、当該情報の信頼性を高める手続きを定め、当該手続きに沿って確認を行う。

3 用途及び需要者等確認に関する手続等詳細は、別に定めるとおりとする。

（取引審査）

第10条 教職員等が行おうとする取引が、以下の各号に該当する場合は、取引審査を受けなければならない。

（1）該非判定により、リスト規制技術又はリスト規制貨物に該当すると判定された場合。

（2）用途及び需要者等確認により、キャッチオール規制に該当すると判定された場合。

- (3) 取引を行おうとする相手先が、経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合。
 - (4) 取引を行おうとする相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる恐れがあるとして経済産業大臣から許可申請を要する旨の通知を受けた場合。
 - (5) 取引を行おうとする相手先が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある場合。
 - (6) 前号までに該当するかどうか不明又は疑義がある場合。
- 2 取引審査は、第6条に定める審査会で実施する。ただし、取引を行おうとする教職員が、第6条に定める構成員の場合は、当該取引審査の審査会から除外する。
- 3 審査会の主査は、審査会の結果を、直ちに最高管理責任者へ報告する。

(許可申請)

第11条 前条第2項により実施した審査により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括管理責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 取引を行おうとする教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第12条 教職員等は、技術を提供する場合、第7条から第10条に定める手続きが完了したこと及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供の場合には、当該許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 2 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第13条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第7条から第10条に定める手続きが完了したこと及び貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。
- 3 教職員等は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、統括管理責任者と協議して適切な措置を講じる。

(関連文書等の保存)

第14条 教職員等は、統括管理責任者及び輸出管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、

図画若しくは電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して10年間は保管しなければならない。

(内部監査の実施)

第15条 最高管理責任者は、本学の輸出管理が適正に実施されていることを確認するため、内部監査を定期的実施する。

(輸出管理に関する研修及び啓発活動)

第16条 最高管理責任者は、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定の遵守等、本学における輸出管理における理解を深めるために必要な、研修及び啓発活動を実施する。

(報告)

第17条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括管理責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括管理責任者に報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高管理責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高管理責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(非違行為への対応)

第18条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反したことが判明したときは、最高管理責任者は速やかに理事長へ報告し、本学就業規則等の学内規程に基づく懲戒委員会等の設置を求める。

(事務)

第19条 この規程に係る事務は、輸出管理責任者の指示の下に行う。

(定めのない事項)

第20条 この規程に定めるもののほか、本学の安全保障輸出管理の実施に際して必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、全学研究支援委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2022年5月9日から施行する。